第六十七条の五第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第六十七条の六第一項中「及び第九十三条」を削り、「同法第二十三条第一項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「、同法第九十三条第二項第二号中「益金不算入」とあるのは「益金不算入」」を削り、「租税特別措置法第六十七条の六第一項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」と、「同条第三項」とあるのは「第二十三条第三項」と」を削る。

第六十七条の十四第一項第一号ロ⑵中「引き受けられた」を「保有されることが見込まれている」に改め、同号ハ中「特定社債及び」を削り、「優先出資」の下に「及び資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による発行をした基準特定出資（特定出資（資産流動化法第二条第六項に規定する特定出資をいう。以下この号において同じ。）のうち資産流動化計画（資産流動化法第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。次号イにおいて同じ。）に特定出資を有する特定社員（資産流動化法第二条第五項に規定する特定社員をいう。）の資産流動化法第二十七条第二項各号に掲げる権利に係る事項として財務省令で定めるものの記載があるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）」を、「募集」の下に「（基準特定出資にあつては、資産流動化法第十七条第一項第一号又は第三十六条第一項の規定による割当て又は募集）」を加え、同項第二号イ中「同項に規定する」を削り、同条第二項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「）が受ける」を「）が」に改め、同表第六十七条第一項の項中「を除く」を「にあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る」に改め、同条第三項の表第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び特定目的会社を除く

第六十七条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同表第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び特定目的会社を除く

第六十七条の十四第六項中「及び第九十三条第二項第二号」を削る。

第六十七条の十五第三項の表第二十三条第一項の項中「内国法人が受ける」を「内国法人が」に、「）が受ける」を「）が」に改め、同表第六十七条第一項の項中「を除く」を「にあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る」に改め、同条第四項の表第六十一条の四第一項の項を次のように改める。

第六十一条の四第一項	ものを除く	もの及び投資法人を除く

第六十七条の十五第四項の表第六十六条の八第一項及び第六十六条の九の四第一項の項中「及び第六十六条の九の四第一項」を「、第三項、第八項及び第十項並びに第六十六条の九の四第一項、第三項、第七項及び第九項」に改め、同表第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

第六十六条の十三第一項第一号	該当するものを除く	該当するもの及び投資法人を除く

第六十七条の十五第七項中「及び第九十三条第二項第二号」を削る。

第六十七条の十七第一項を次のように改める。

外国法人が第五条の二第一項に規定する振替国債（以下この項及び第八項において「振替国債」という。）又は同条第一項に規定する振替地方債（以下この項及び第八項において「振替地方債」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その振替国債又は振替地方債の償還（買入消却を含む。以下この条において同じ。）により受ける金額がその振替国債又は振替地方債の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）については、法人税を課さない。

第六十七条の十七第六項を削り、同条第五項中「のうち第四十一条の十二第九項第一号から第八号までに掲げるもの（次項において「特定短期国債」という。）」を削り、「受ける償還差益」の下に「（その特定短期公社債の償還により受ける金額がその特定短期公社債の取得価額を超える場合におけるその差益をいい、特定短期公社債のうち第四十一条の十二第九項第九号から第十四号までに掲げるもの（以下この項において「特定短期社債」という。）にあつては、当該特定短期社債の発行をする者との間に政令で定める特殊の関係のある者が支払を受けるものを除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「次項」の下に「及び第八項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「から第六項まで」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「から平成二十二年三月三十一日までの間」を「以後」に、「第六条第四項」を「第六条第四項」に、「本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して著しく低いものとして同条第四項に規定する政令で定める外国法人により発行されたものを除く」を「以下この項及び第八項において「民間国外債」という」に、「受ける利子又は」を「受ける利子及び」に改め、「をいう。）」の下に「で、当該民間国外債の発行をする者の同条第四項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるもの」を加え、同項ただし書を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　外国法人が平成二十五年三月三十一日までに発行された第五条の三第四項第一号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）につき支払を受ける利子及び償還差益（その特定振替社債等の償還により受ける金額がその特定振替社債等の取得価額を超える場合におけるその差益をいう。）で、当該特定振替社債等の発行をする者の第五条の三第二項に規定する特殊関係者でないものが支払を受けるものについては、法人税を課さない。

第六十七条の十七第七項ただし書を削り、同条に次の三項を加える。

8　外国法人が有する振替国債、振替地方債、特定振替社債等、民間国外債又は特定短期公社債の償還により生ずる損失の額（民間国外債にあつては、その民間国外債の償還により受ける金額がその民間国外債の発行価額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に限る。）は、法人税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

9　第一項から第三項まで及び前三項の規定は、第一項に規定する利子及び償還差益、第二項に規定する利子及び償還差益、第三項に規定する利子及び発行差金、第六項に規定する償還差益、第七項に規定する特定利子又は前項に規定する損失の額のうち、第二条第一項第四号に規定する国内に恒久的施設を有する外国法人（以下この項及び次条において「国内に恒久的施設を有する外国法人」という。）が支払を受けるもの又は国内に恒久的施設を有する外国法人につき生ずるものでその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。

10　特定振替社債等の利子又は第二項に規定する償還差益の支払を受ける者が同項に規定する特殊関係者であるかどうかの判定その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七条の十八第二項中「以下この条」を「次項」に、「法人税法」を「法人税に関する法令」に改め、同条第四項を削る。

第六十八条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。